

社員の懲戒処分について

2022年3月17日
阪神高速パトロール株式会社

弊社において、社員による職場の風紀秩序を乱すハラスメント行為が判明しました。
この事実を受けて令和4年3月17日付で関係した社員2名の懲戒処分（出勤停止1名、戒告1名）を実施しました。

弊社といたしましては、このような行為が行われていたことに対しまして、お客さまをはじめ、関係者の皆さまに深くお詫び申し上げますとともに、再発防止及びコンプライアンス教育を徹底してまいります。

以 上